

## **令和5年度 第3回文京区地域福祉推進協議会障害者部会 議事録**

日時 令和5年8月24日（木）午後2時00分から午後3時44分まで

場所 オンライン開催

### **<会議次第>**

1 開会

2 議題

次期障害者・児計画中間のまとめについて

【資料第1号】

3 その他

### **<地域福祉推進協議会障害者部会部会員（名簿順）>**

#### **出席者**

高山 直樹 部会長、三羽 敏夫 部会員、柴崎 清恵 部会員、山口 恵子 部会員、  
平井 茉美 部会員、武長 信亮 部会員、篠木 一拓 部会員、川上 智子 部会員、  
住友 孝子 部会員、大井手 昭次郎 部会員、浅水 美代子 部会員、松下 功一 部会員、  
渡部 睦 部会員、向井 崇 部会員、藤枝 洋介 部会員、竹石 福代 部会員、奥田幼児保育課長、  
小島予防対策課長、赤津教育指導課長、木口教育センター所長、橋本障害福祉課長

#### **欠席者**

瀬川 聖美 部会員

**高山部会長**：それでは、定刻になりましたので、第3回文京区地域福祉推進協議会の障害者部会を開催いたします。

今日は、前回、皆さんからご意見・ご指摘をいただいたところも踏まえて、それを反映する形で、今日は計画の中間まとめというところについてご議論いただきたいというふうに思っています。それでは、事務局からまず連絡事項をお願いします。

**障害福祉課長**：本日もオンラインと会場により開催いたしますので、いつもどおりご発言いただくときには、ミュートを解除してからご発言いただくようお願いいたします。

それから、本日の出欠状況ですけれども、瀬川部会員から欠席の連絡をいただいております。また、竹石部会員から3時頃退室のご連絡をいただいております。

次に、事前に送付しております資料の確認をお願いします。本日は、次第と資料第1号次期障害者・児計画中間のまとめ、以上となります。

また資料第1号の60ページになりますが、差し替えがございます。会場の皆様には席上に配付しておりますけれども、オンライン参加の皆様には、後ほど画面共有にてお示しいたします。以上でございます。

**高山部会長**：それでは、本日の予定について説明をお願いいたします。

**障害福祉課長**：本日の次第をご覧ください。今の議題では（1）次期障害者・児計画中間のまとめについて第1章から第4章までと、第5章から第7章までの二つに分けて事務局より説明し、それぞれの説明後に皆様からのご質問やご意見をいただきたいと存じます。

3番、その他では、議題以外の内容について情報共有を行います。以上でございます。

**高山部会長**：それでは、議題に入りたいと思います。

議題の1ですね、次期障害者・児計画中間のまとめについてであります。第1章から第4章ですね。その説明を事務局よりお願いいたします。

**障害福祉課長**：はい。これまで2回の部会で皆様からいただいたご意見などを踏まえまして、計画の素案である中間のまとめを作成しました。時間に限りがありますので、これまでの部会でお示しした資料からの変更点や、主な内容についてご説明します。

なお資料の中で、現行の計画から変更する箇所には基本的にはアンダーラインを引いております。

それでは1ページから、第1章として計画の策定の考え方を記載しておりますが、少し進んで5ページをご覧ください。

こちらは4番の計画の推進に向けてという項目の中で、社会福祉協議会のことを載せております。前回の部会で障害者・児計画と、それから社協が策定する地域福祉活動計画との連動についてご意見をいただきましたので、少し補足いたします。

社協の計画というのは、住民の取組の方向性や、進め方をまとめるものでありまして、住民や各種団体、専門職などは様々に関わる中であって、文京区は社協の計画において、行政としての役割を担っていくという位置づけとされております。

一方で、区の障害者児計画では、取組を進めていく上で必要な事業をそれぞれ載せていますけれども、その中に、ボランティア活動への支援など、社協が実施している事業を掲げて

おります。このようにして相互の計画に相互の役割を乗せることによって、連動しながら、文京区の障害福祉及び地域福祉を進めていく、こういうことになっております。以上が補足でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

(2) の地域共生社会の実現に向けての方向性、こちらは内容を新しく変えております。

社会福祉法が改正されまして、令和3年4月に重層的支援体制整備事業が施行されたことを踏まえて、文京区における地域包括システムの中に取り入れることや、2040年問題を見据えるなどの内容にしております。

続いて、8ページと9ページをご覧ください。

こちらは第2章となります。障害者・児計画を含む地域福祉保健計画の基本理念と基本目標でありまして、この内容は現行の計画からは変えておりません。

10ページからは第3章となります。障害者・障害児を取り巻く現状を説明しています。障害者・障害児の人数や、種別の内訳、サービスの利用者数やサービスにかかる費用などを載せまして、障害福祉に関する規模感をこちらで示すようにしています。

少し飛びまして、20ページからは、昨年度行いました障害者・児実態意向調査の結果の一部を載せております。

こちらの内容は第1回の部会でご説明しておりますけれども、基本的に、計画の項目ですとか計画事業と直接的に関連のある調査結果を載せることとしております。

例えば、20ページでは、日常生活に必要な介助支援の調査結果としておりますけれども、これを踏まえて、71ページまで進んでいただきますと、こちらは計画事業、後ほどご説明するところになりますが、日常生活の支援という計画事業を載せている、このような関連性を持たせているということにしております。

それでは、また戻っていただきまして、21ページをご覧ください。

調査結果ですけれども、障害種別のクロス集計を載せておりますが、部会でのご意見を踏まえまして、特定の数値を強調するというをやめて、網かけを消しております。

同じように部会でのご意見を踏まえた箇所としましては、23ページになりますけれども、こちら施設入所者の今後希望する生活と並べて、長期入院施設の方にとっての今後の希望として、退院に向けた意思という項目も載せております。

また、29ページに進みますと、困ったときの相談相手として、18歳未満の方は障害児の調査結果についても載せることといたしました。

それから、31ページになります。

こちら法人後見受任件数でございますけども、障害別に分けるとともに、以前は載せていた相談件数については、障害と高齢を合わせた数字となっていましたけども、こちらを厳密に分けることができないことから、障害の実態を示すことが難しいとして掲載自体を削除することにしております。

それでは続きまして、60ページをご覧ください。先ほど申し上げた差し替えを含めた部分となります。

こちら第4章として、計画の主要項目とその方向性を述べているところになります。

こちらの内容は前回の部会でご説明したとおり、現行の計画を基本的に引き継いでおりますけども、ご意見を踏まえまして一部修正を加えております。修正を加えたものが、こちら画面共有させていただいている内容となります。

まず、(1)の自立に向けた地域生活の充実の記述の中では、障害者のニーズを捉える上で、障害者ご本人の声に耳を傾ける姿勢が必要であるというご意見を踏まえて、そういった姿勢を加えております。

(2)の相談支援の充実と権利擁護の推進の記述の中で必要な相談を受けるためには、障害者ご本人だけでなく、ご家族も必要であるというご意見を踏まえまして加えております。その他、62ページになりますが、(5)のひとにやさしいまちづくりの推進では、文京区手話言語条例などに関する記述について、現時点では削除いたしまして、条例制定の進捗の進捗を踏まえて、記載するかどうかを判断していきたいというふうに考えております。

ここまで第1章から第4章までのご説明となっております。

**高山部会長**：ありがとうございました。

今のご意見のところでもそれも含めて何かご質問、ご意見もあればと思いますが、いかがでしょうか。

社会福祉協議会のところ、社会福祉協議会のところに入れていただいたところ、そこら辺いかがですかね。

基本的に、この社会協議会のこのいわゆる地域福祉活動計画というのは、行政ではなくて、いわゆる住民の人たちであるとか、いわゆる、福祉関係者で推進していくということでありますよね。それって、基本的にはこの文京区の地域福祉保健計画に基づいてあるという感じになっているのでしょうか。

ここがポイントなんですよね。要するに、こればらばらだといけないわけで、これがいわ

ゆる文京区の地域保健福祉計画というのがある、これで別に我々は障害者・児ですけども、保健、医療、高齢者介護、子育てとあるわけですね。これに基づいた事例と連動しながら、実は住民の人たちが地域福祉関係者の人たちが、ある意味でそのテリトリーのとこで通じていくという形にならないと、何となくばらばらになってしまっているところが問題だったんだというふうに、多分、武長部会員が言っていたんじゃないかなと思ったんですね。

だから、社会状況はこれ入れるだけじゃ駄目で、むしろそこはどう連動していくのかということを書かないと、何となくこれが別のものの組織のように見えちゃうかなという感じがしたんですけど。イメージとして、見せ方の問題だと同時に、そこをどう連動するのかというのが、本当は一番大事なはずなんだけれども、そこがもしばらばらだとすると、これは大問題だったんですということかもしれませんけれども、あまりこのことは実は意識されてこなかったかもしれませんね。僕も含めて反省したいんですけども、逆に言うと、僕はそのうちの社協のほうのこの会議のところで、知らないというか、どういうふうになされているかよく分からないところがあったのであれなんですけども、よく考えてみると、ここと連動して、この地域住民の方々や関係者の人たちが、この我々がつくっているところの計画を、どういうふうに連動していく、反映させていく、そしてそこからフィードバックをおこしていくみたいな形になってくる必要があるんじゃないかなとちょっと思ったものですから、入れていただいたのはこれは評価できますけども。何となく、ここのもう少し分かりやすくというか、あるいは、基準的なものを入れる必要があるんじゃないかなとちょっと思いました。

だから、それが6ページの地域共生社会の実現というのがつながってくるわけですね、そういうことがというふうになるわけだと思うんですね。

**障害福祉課長：**それでは、事務局からまず今高山会長からお話いただいたことについて、少しご説明させていただきますと、まず、社会福祉協議会でつくっている地域福祉活動計画というものは、今、私たちがつくろうとしている障害者・児計画に基づくというそういう関係というよりは、連動していくというふうに、これは計画の中でも相互に明記しているところでもありますので、どちらかがその上位にあるということではなく、連動してやっていくという位置づけになります。

それで、社協の計画の詳細を把握しているわけではありませんけれども、地域の中で住民などの方々がどう地域福祉に向けて動いていくか、活動していくかというところの主眼に置かれているものになりますので、その地域住民の方々の取組については障害者・児計画の中で

も一部、計画事業まで落とし込んであるという部分もございますので、そういった意味で、相互にそれはつながり合っているものだと思っております。

そういった視点で、前回、武長部会員からご質問いただいたように、特にその住民の活動のところについては、障害者・児計画の中にも重要な部分は計画事業まで落とし込みますし、また社協の計画の中で意図して求められる役割については、社協の計画にも書いていくというような、そういう関係性であるというふうに思っております。以上でございます。

**武長部会員：**いろいろありがとうございます。今の社協さんの地域福祉活動計画の昨年度版というのかな、前期版を見ているんですが、地域福祉保健計画の行政計画として位置づけられていて、地域福祉活動計画の民間計画として位置づけられていて、この両方は連携していくんだと、連携して地域福祉の推進のために役立っていく計画なんだということが図で示されているものがあって、これはこういう理解で多分みんな一緒だと思いますけれども、今回、福祉政策課長もその地域福祉活動計画のところに最初、第1回に来ていただいて、改定年度が一緒だということで、より連携して一緒にやっていくのだということをおっしゃったんですが、具体的にどの辺が、抽象的なこの連携していくという話はそれはそう書いてある、これはもうお題目なんでそうなんだと思うんですけど、具体的にどういうところで連携していくのか、どういうところに改定年度が一緒だということのメリットとか、改定年度が一緒だということの意義を含ませていくのかというところが見えているのかなというのは、ちょっとすごく気になるので、そこをちょっとご説明いただけたらありがたいです。

**障害福祉課長：**事務局です。計画の期間の話ということでまずお答えしますと、社協の計画は4年間としているもので、一方で私たちがつくろうとしている障害者・児計画は3年間ということで、たまたま今度、令和6年度からという点では一緒になっているというところになります。

それで、計画期間のこともそうなんですけども、この後、ご説明していく障害者・児計画の中の項目にひもづく計画事業というのがたくさんあるわけなんですけど、その中には、その障害福祉サービスないし障害児通所支援としての、その法に基づくサービスをいかにしていくかというところもありますし、また、相談支援の期間はどう取り組んでいくかというところもあります。そういったものと並んで、地域の住民の皆さんですとか、あと社協の皆さんですね、そういった方々とどう取り組んでいくかというところも、その計画事業の中には含まれているということもありますので、区の計画の中にはその社協との連携というものは載

せているというふうに捉えております。

一方で、社協の現行計画を見ますと、具体的な計画事業を障害者・児計画に載せているつくりにはなっていないで、今後どうなっていくかはちょっと把握はしておりませんが、やはり行政の計画と民間の計画という位置づけが異なる点から、作り方も異なっていくものになりますので、そこら辺は明確にこれは連動しているというようなことは、なかなか示すのは難しいかもしれませんが、役割としては、文京区の障害福祉と地域福祉と一緒に進めていこうということでの連携はしっかりとしているものだというふうに思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

**武長部会員：**これまでも連携していたという話ですね。

**障害福祉課長：**はい、そのとおりです。

**武長部会員：**そうすると、今回、改定年度が一緒になったことのメリットというのもあると思うんですけど、そういうところは、これまでとは違うところというのは、どういうところに生かせるのかをちょっと知りたいという、そういう趣旨の質問なんです。

**障害福祉課長：**そうですね、つくるのが同じ年度、今年度つくっているわけなので、お互いの動きを把握できるというところが、これまでとは違う点かなというふうには思っております。

**高山部会長：**今、我々がつくっている障害者・児計画には、基本的には障害基本法ですとか障害者総合支援法ではなくて、児童福祉法に基づいている形のいわゆる事業量の見込みというものを出していくということですからというところがあるんですけども、そういう意味では性格違うんですけども、しかし、例えば5章のほうに、ひとにやさしいまちづくりの推進とかになると、これ事業量とかという話じゃなくなってきますよねという部分も多くなってくると思うのですよねというときに、こういうことに関してのところは、むしろ、地域福祉活動計画のところとの連動みたいなのが、より求められてくるんじゃないかなって感じがするんですよね。

ですから、最初の章のほうは別としても、このひとにやさしいまちづくりの辺りのところのソフト面のところですよ、こういうものがきちんと連動していく形を取っていく形にしていく必要があるんじゃないかなという感じがちょっとするんですよね。

ほかの章であったとしても、この項目によってはあり得る部分もあるんじゃないかなという感じがするので、これはぜひ同じ年度から始まって今はつくってもらっておられるわけです。今日は中間まとめですから、この中間まとめを活動計画のほうにフィードバックして

いきながら、向こうの方でも考えていただくことをちょっと要望していく、あるいは、武長部会員が部会員でおられるということなので、これをパイプ役でやっていただくのもよろしいかなとちょっと思いました。

**松下部会員：**6ページの(2) 共生社会の実現に向けての方向性というのがこれは新たに加わったという感じなんですけれども、この中で下のほうに2040年問題というふうにあります、一方で2025年問題というのもあって、そこがピークじゃないかみたいな話が、2040年からもっと深刻になっていくという話だと思うんですが、これ日本全体の話で、文京区は例えば今は2025年に近づこうとしていますけど人口が増え続けていて、2040年までも増えていくのかどうか、それによって2040年問題の捉え方が全然違っていきのかなというふうに思ったんですけれども、多分、もう過疎化が進んでいるところは2025年に大変な問題も差しかかっているところもあれば、文京のようにまだまだ増えるぞと言っているところもあるということで、人口がどれぐらいまで文京区は増えていくとか、何かそういう見通しとかが、全体の計画の根幹になっていくんじゃないかなというふうに、それを見ていて思ったんですけど、そこら辺について、行政サイドとして持っていることですか、また皆さんがお持ちの情報とかがあれば、教えていただきたいなというふうに思いました。以上です。

**高山部会長：**いかがでしょうか。多分これは福祉だけの問題じゃなくて、これもある意味で全体の問題ですよ、文京区全体の問題であって、東京都もそうかもしれませんが。

そういう意味では、それぞれの行政の中の部署が、2040年問題あるいは25年問題に対して、何かいろんな見解を出しておられるんじゃないかということもあるんじゃないかと思うんですね。

**障害福祉課長：**こちらは障害者・児計画が含まれる地域福祉保健計画の中の記載、記述と同じ内容としておりまして、文京区としてはほかの高齢者であるとか、保健医療の計画と合わせてこの内容を使っているわけなんですけれども、やっぱりその中で2040年問題ということ、文京区としては見据えることにしているというところになります。2025年問題というものも議論の中ではありましたけれども、文京区としては、この2040年を見据えることにしている案を現時点でお示ししているものであります。

ご質問中にあった、これからの文京区の人口推計だとか、そういったことを踏まえたことをどのように考えていくかということについては、文京区の一番上位の計画である総合戦略というものの中で推計も出しながら、様々な計画を立てていくということとしておりまして、その中には障害福祉に関する項目も複数載せているということとしております。その中では



その予算規模も含めて載せている部分もありますので、障害者・児計画とは役割を分けながら、文京区全体の今後の見通しについては、総合戦略の中でやっていくという、そういうふうな仕組みとなっております。

**松下部会員：**ということは、総合戦略の中で大きな区の方角性は見られていて、ここの障害計画に関しての数値的なものとかというのは、そこら辺と連動していくという理解でよろしいんですかね。

**障害福祉課長：**そうですね、全ての内容を総合戦略に載せているというわけではありませんで、障害福祉に関する重要なテーマごとに、これからの見通しを立てたりとか、その総合戦略の計画期間というのは4年間としておりますので、4年後どのような文京区であったらいいなというような目標を立てながら、そこに向けて具体的な取組事業なども予算規模も含めて載せることにしております、そういった作りにはしております。

**松下部会員：**何でこんな質問をしたかという、東京都はそれでも一極集中していくのだと思うんですけども、全体的な日本の人口が減っていく中で、文京区を中心に人口が増えていき続けていくということで、計画を立てても事業が遂行されないとか、そういうことというのは、これから加速していくという、そういう可能性があるんじゃないかなと思って伺いました。

**高山部会長：**国の大きな動きと、文京区というこのローカルのところに動き違いますものね。そういうことですね。そういう意味では、ある意味で特徴的なものかもしれない。その特徴をどう捉えて計画にぶつけていくのかということですね。これはなかなか文京区にずっといると分からないですよ。比較はできないし、比較してもあまり意味がないことかもしれないですねということなのですね。そういう意味では難しいところかもしれませんが、その戦略みたいなものをぜひちょっと、部会員の方々にちょっとお示ししていただきたいなとちょっと思いましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、後半の部分の説明を事務局よりお願ひいたします。

**障害福祉課長：**では、63ページをご覧ください。第5章計画の体系となります。こちらは今回初めてご確認いただく内容となります。表の見方についてはページの上に記載しておりますけれども、主要項目と小項目ごとに計画事業を載せて、対象になるライフステージを就学前から高齢期まで矢羽根を引くことにしております。

計画事業のうち、進行管理を対象とする事業は網かけをしております、さらに国の計画において、年度ごとに利用者数ですとか、量の見込みを定めるとしているものは、黒いひし

形のマークをつけております。

それで1か所ですね、67ページをご覧いただきたいのですが、こちら4番、子どもの育ちと家庭の安心への支援という大項目についてですけれども、部会でのご意見を踏まえまして、小項目を見直しております。これまでの計画では、就学前と学齢期に分けておりましたけれども、この二つをまとめて、小項目の3番の子どもの成長段階に応じた適切な支援というふうに変更して、計画事業の重なりなどを減らして見やすくするようにしております。

それでは、続きまして70ページになります。こちらからは第6章の計画事業となります。

現行の計画から新たに加えた事業については、前回の部会でも触れておりますので、重複するかもしれませんが概要を説明いたします。

まず、75ページです。大項目から1-1-16です。こちら心身障害児短期保護事業です。前回の部会で大分話題となりまして、こちらの事業が一つの施設だけではなくて、今後ニーズを捉えて、ほかとの連携などを検討すべきというご意見がありました。そこで事業概要については、委託先など特定の記載を行わない内容に修正をしております。

次、77ページになります。1-1-20、地域生活支援拠点の運営です。

昨年度で区内4地区の拠点の整備が完了したことから、事業概要と事業量の記載を変更いたしました。

それから、同じページの1-1-22です。強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実。こちらは国の基本指針において記載することとされていることから新設しております。

少し飛びまして、89ページになります。

こちらは大項目2番になりますけれども2-1-6です。地域自立支援協議会の運営。こちらは専門部会を統合し、また新設しておりますので、その内容を書いて、一部変更としております。

その下の2-1-7です。障害者基幹相談支援センターの運営については、国の基本指針で事業量を示すとされたために、新しく記載しております。

それから、90ページに行きます。こちらの2-1-10です。地域安心生活支援事業です。

これまでは保健医療計画という別の計画で進行管理しておりましたけれども、今回から障害者・児計画で進行管理することにしました。そのため事業量をこちらのように新たに記載しております。

続きまして、92ページから93ページをご覧ください。2-1-16から2-1-19まで、こちらは新設された四つの事業となります。

重層的支援体制整備事業に関連して、新たに地域福祉保健計画という障害者・児計画を含

む計画に掲載されることになりまして、こちらの四つの事業もこの計画の中に載せるというふうにしております。

それから、98ページになります。3-1-4、重度障害者等就労支援事業です。

これは令和5年度から文京区で新たに事業を開始したために、計画においても新たに追加することといたしました。

それから、101ページに行きます。こちらは大項目3になりますけれども、3-3-2の就労選択支援です。

こちらは障害者総合支援法の改正によりまして実施される新たなサービスとなります。そのため国のほうでも記載が求められておりまして、新たに加えました。なお、実施予定は令和7年度からになります。

それから、106ページに行きます。こちらは大項目4番になりますが、4-2-1の児童発達支援センターの運営です。

国の基本指針を踏まえまして、事業概要と事業量を追記しております。

そして、107ページをご覧ください。4-2-4の医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置です。国の基本指針で事業量が求められておりますので、具体的な人数というものを記載しました。

そして、110ページになります。4-3-6、保育園要配慮児保育です。

こちらは事業名を変更しまして、事業量を実施保育園数から要配慮児数に変更しております。

それから、114ページになります。4-4-6、地域団体による地域子育て支援拠点事業です。

これは一つ上の前のページにある子育てひろばと関連する事業でありまして、新たに掲載することにしたものです。

それから、122ページに進みます。こちら大項目5番の内容となります。5-5-6、文化芸術作品等の発表機会の確保です。

こちらは障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づいた取組を行うために新設した事業となります。

そして、126ページの5-6-10と5-6-11、参加支援事業、それから地域づくり事業、こちらも重層的支援体制整備事業に関連する事業でありまして、令和7年度から予定することとしており、新設した事業としております。

ここまで計画事業をご説明してまいりましたが、進行管理をその対象とするもののうち、

事業量を数値で載せている事業がございます。こちらの数字など、またこの後、様々ご意見いただけると存じますけれども、この数字というのは計画としては、到達度をはかる上で最も大きな指標の一つであると考えております。この数値の作成方法としましては、昨年度、令和4年度の実績を基準にしまして、過去の統計ですとか、実態・意向調査の結果などから、この計画期間3年間において増加の見通しがあるか、あるいは横ばいなのか。また、減少傾向にありそうかなどといった方向性を立てた上で予測した数値としております。

この数値の捉え方でございますが、重要と供給の関係も考慮した事業量の予測と考えておりまして、語弊があるかもしれませんが、こうあるべきという目標とは少し異なる面もございます。こうした点を踏まえてご確認いただければと思います。

それでは、最後の章のご説明となります。127ページをご覧ください。第7章の障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標についてです。国の基本指針では、七つの点で成果目標を掲げて目標数値を示すこととしております。順番に見ていきますと、(1)の福祉施設の入所者の地域生活への移行では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上は地域生活に移行することなどとしておりまして、これを受けて、文京区としては地域生活移行者数を5人というふうにしました。

それから、128ページに進みます。(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というところでは、文言の整理をしております。

(3)の地域生活支援の充実では、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実について新たに記載をしまして、また地域生活支援拠点についても追記をしております。

それから、(4)の福祉施設から一般就労への移行等についてですが、就労定着支援事業の利用者数に係る成果目標というものを、129ページになりますけれども追加しております。

そして、(5)の障害児支援の提供体制の整備等です。障害児の地域社会への参加、包容インクルージョンですね。こちらを推進する体制について追記しております。

そして、130ページ、最後となりますが、こちらには医療的ケア児支援コーディネーターの配置人数なども記載しました。

そして(6)の相談支援体制の充実強化等では、基幹相談支援センターの成果目標を二つ追記しました。

そして、(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築では、現行の計画と同じように実地指導について記載をしております。

長くなりましたが、ここまで第5章から第7章までのご説明となります。

**高山部会長**：第5章から7章までご説明になりましたが、いかがでしょうか。

**藤枝部会員**：二つあるんですが、63ページの計画の体系というところで、もし可能であればご検討していただけたらなと思うんですけども、ライフステージに応じた切れ目ない支援ということでもあるかと思えますので、もし可能であれば、A3見開きで、例えばこの63ページから69ページまでの小項目が一覧で見られるような形が取れると、どこでサービスの切れ目があるのかとか、どこでサービスの変化があるのかというのが、すごく分かりやすいなと思ったので、かなり字が小さくなってしまったりというところはあるかと思うんですが、ご検討していただけたらなというふうに思っております。

あともう一つ目が、101ページ目の3-3-2の就労選択支援のところなんですけど、こちらの事業が内容としては就労移行であったり就労移行支援事業所A型、B型を利用するというご希望がある方が対象になってくるかとは思いますが、3年間の事業量のところ、実利用者数が、7年度453名、8年度466名となっていますけども、恐らく新規の方が対象に利用していくということになるかと思うので、この数字が恐らくその下に書いてある就労移行支援と就労継続支援の実利用者数をプラスした人数に比較的近いかなと思うんですけども、新規の方だと恐らく450名近くというのはなかなか難しいところなのかなと思うんですが、一番近い数ですと、恐らく18ページにあります、障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援についての日中活動系サービスの令和3年度から令和4年度、日中活動系サービス140名ほど増加しているところであるかと思うので、就労移行A型、B型の以外のサービスもこちらの人数に入っているかと思うんですが、数字のところについて、新規の方ということであれば、ご確認いただければなというふうに思っております。以上です。

**高山部会長**：2点ですね。いかがでしょうか。

**障害福祉課長**：まず1点目の計画の体系をライフステージを基準として小項目を並べてみるということで、切れ目がどこにあるのかというふうなことが分かるようにできればということだと理解しております。レイアウト的に可能かどうかも含めての検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、就労選択支援の利用者数のところにつきましては、実利用者数ということで、この数値の出し方は、藤枝部会員がおっしゃったやり方を取りながらお示ししているところではありますけども、ちょっと人数の捉え方が新規の方というふうになるのか、その辺りも確認しまして、また事務局の方で試算するなり、その際には就労支援センターにも相談しながらということ、こちらについても検討していきたいというふうに思っております。

**高山部会長**：ちょうど今、就労のところが出ましたので、例えば98ページで3-1-4の重度障害者等就労支援事業なんですけど、これは事業量が1人、1人、1人こうなっているんですけど、こういうのって成り立つんですかね。こういう計画のところには1人とかということ、1人ということ自体、もう顔が見えて1人ということなのか、それとも記載基準で1人なのか、あるいはこれというのをもっと、いわゆる、この辺、逆に藤枝部会員に聞きたいですけども、この人たちどう見ますかねという感じがしたんです。

**藤枝部会員**：はい、そうですね。重度障害の終わりの方の就労されているケースというのがありますし、ご希望されていらっしゃって、なかなかその移動であったりとか、こちらに書かれている通勤だったりとかというのが非常に難しく、選択肢が少なくなってしまうというケースはありますので、ニーズは少なくはないかなとは、具体的な数字というのは挙げられないですけど、ニーズはあるかなとは思いますが。

**高山部会長**：例えば、次の100ページの3-3-1というところにおいては、福祉施設から一般就労への移行ということで数字が出ていますよね、これは多分、例えば施設との連携というか、施設の中の数字、状況から導き出されてくる可能性はありますよねということだと思っただけです。それでの数字というのは何か連動してくるのです。1人というのがちょっとやっぱり説明がつかないんじゃないかなという感じがするんですけど。

**障害福祉課長**：こちらの事業ですけども、重度障害、身体障害の方が働くときに、仕事に関する部分についてはヘルパーの支援があるけれども、仕事に直接関わらない部分については、ヘルパーの支援が受けられないという制度上課題となっていた部分を埋めるような形で、文京区でその仕事以外の部分についてのヘルパーの支援を受けられるというような制度を新たにつくったというものになります。

この制度をつくる時に対象となりそうな方というのは、かなり限定されているということから、1人ぐらいだろうということで、一旦はここに事業量をお示ししたものでありまして、今年度から始めたものでありますけれども、今のところ対象となる方がいらっしゃらないということも、そういった実情も踏まえて、ここでは1人としております。ご意見をいただいで、またちょっと考えたいと思います。

**武長部会員**：前々回か前々々回ぐらいでお話させていただいたと思うんですが、32ページの障害者虐待防止センター相談件数の推移というやつです。令和4年度が24件中、24件の通報があって相談があって、虐待認定が0件だったという、すごい状況なんですけども、この問題に対応している計画が95ページの2-2-6ということでよろしいですか。

**障害福祉課長**：はい、そのとおりです。

**武長部会員**：20分の0というのは、結構、僕的には統計的にも、いろんな意味でセンセーショナルな数字だと思っています。僕は本業弁護士なんですけども、虐待の通報は一応法的義務として言われているんですが、案件の実際関わってみると、通報する人の心理的ハードルは結構高くて、結構抵抗あるんですよね。みんな何か必死に割と本当最後の手段だよなみたいな感じで、警察か虐待の通報するかみたいな感じになっている方とか結構周りにいっぱいいるという実務を見ていて、24件なかなかそのハードルをかいくぐって相談にですね行かれて、その案件で0件ってなかなかちょっとすごい数字だと思って、かなり印象に残っているんですが、それに対する対応で先ほどお答えいただいたんですが、この内容が前回の計画と今確認したら一言一句変わってないですよ。

あと、何だったら、32ページの先ほどの統計のグラフの下の相談支援と権利擁護における課題のところの5項目書かれているんですけど、これも前回と全く変わってなくて、何かこのずっと24分の0だし、令和2年度も0だし、令和30年後も母数が少ないんですけど0なんですけども、何かこの状況に関して、ちょっと手当とかを何か入れたほうがいいんじゃないかなと、個人的にはすごく思っています。

結構、弁護士の仲間とかとお話しすると、結果認定の件数が少ない理由が、もう実際にその認定を基準としてできないのではなくて、行政側がちょっと加害者側が、加害者側とか利用者とかの虐待があつて激しかったりすると、及び腰になっちゃっていて、ちょっと認定のほうに至らないようなケースというのも、多々、そういう話というのを見かけるので、もし、そういう原因がないとはこの数字見ると言えないと思うので、対応としては例えば権利擁護とか、虐待の研修とかを例えばやるとか、内部的にもやっていて、その虐待の対応の意識と虐待への対応、処理の仕方ですよ、これが分からなくて怖くて認定しない方も多分いると思うので、實際上、そういうところを力を入れていくみたいなことを、ここで書いたほうがよりいいんじゃないかみたいなことをちょっと思っているんですが、何らか、この数字を受けた、反映した何か対策というのを、今後やっぱり計画中で盛り込んだほうがいいんじゃないかと個人的に思っているので、そこをちょっとご検討いただきたいというのを、あと、これ全く別件で2点目なんですけど、92ページの2-1-18なんですけど、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業という、これは新しいやつだと思うんですけども、この後、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けると書

いてあるんですが、これ具体的にどんなことをやるのかなということが、そこだけだと分からなかったの、具体的にちょっとイメージが湧くようにご説明いただけたらと思いますし、それがもし記載できる内容であれば、それも書いてしまったほうがいいんじゃないかなと個人的には思っています。

**障害福祉課長：**まず、虐待の防止センターの相談件数のことですが、こちらは令和4年度の実績ということで、私自身この24件全部関わっているのですが、本当に1件1件、虐待防止センターとしましては、実情を話すと、本当に真剣に向き合っているんですね。調査をして実態を調べたりとかして、センターに関わるメンバーの中で議論を行い、その上での0というふうにしておりますので、内容については何か消極的な姿勢をもってやったということではないというふうに、この件に関してはセンターの責任者としては考えているところではあります。

大事だと思うのは24件という件数でして、しかも内訳を見ますと直接の支援員の方からいただいているものもありますし、ご家族からもありますし、またそれが一般のご相談ということもあって、広く連絡をいただいているというところがあります

虐待防止センターにまずは連絡してみようという流れができていているということは、私たちとしては進めていくべき方向だと思っておりますので、あまり抱え込まずに、まずはご連絡いただき、その上でこのセンターのメンバーが集まって議論し、必要な調査をしてということ、引き続きやっていきたいというふうに思っております。なので、これは全員が納得する結論というのは難しいのかもしれませんが、この内容についてはしっかりとやっているというふうに言いたいです。

それから、アウトリーチのことですね、こちらについてなんですけども、これは障害者・児計画独自で載せているということではないというふうなご説明を先ほど、ちょっと分かりづらかったかもしれませんが、申し上げたところでして、この障害者・児計画が含まれる地域福祉保健計画の中での進行管理としていくものになりますので、ご説明がより詳しくということになりますと、そちらの地域福祉推進協議会のほうでご議論いただくことかなというふうに思っておりますので、その点はご了承いただきたいと思います。以上となります。

**高山部会長：**10年ぐらい前なんですけども、虐待に関して実は大きな枠組みの中の協議会の下部組織の中に、実は私は入っていたんですが、私と弁護士と、それからもう1人誰だったかな、3人ぐらいで虐待のこの案件に関して、行政プラス専門家というか、一つ一つの検証みたいなのをやっていた組織があったんですね。これはいつの間にか消えちゃったんです



よ。実はこういうのも必要なのかもしれないという案です。なぜ必要かという、実はこの虐待防止センターで障害者についてますが、例えば、障害児だったら、障害児の子どもたちも虐待を受けている可能性があるわけですよというときに、児童虐待も一応可能性がある。それともう一つは、高齢者虐待も逆にいわゆる高齢者の方を虐待している、あるいは、擁護者の方々の中に、いわゆる精神疾患の方々ですね、障害のある方がいるという現実もあるんですね。

ですから、そういう意味では縦割りの虐待のところの知識ではなくて、もっとやっぱり一本化して、子どもも含めて高齢者を含めて考えていくような形の虐待防止センター的なことの在り方のほうが、区民にとって分かりやすいんじゃないかという感じがしているんですけども。そういう意味では、僕はその体感的に、僕もこのやっていくと、やっぱり24件は少な過ぎると思います、はっきり言うと。そういう意味でも、届いていないこともいっぱいある可能性が高いというふうに思います。それから差別も同じですよ。差別も挙がってきてないですよ。だから差別解消法というのは、差別だというふうに挙がってこない限り案件のらないわけだよというところは、そういう意味では、差別の問題でどこに相談していいか分からないみたいなどころがあるんじゃないかなという意味では、より実効性のあるものにやっぱり変えていく必要があるんじゃないかなというのが、武長部会員と同じ意見です。

**柴崎部会員：**私、民生委員をやっています、そこに直接関わるところで、119ページの5-4-2、避難行動要支援者への支援というのがございますが、民生委員のほうにもデータというのかな、来るんですけども、障害者の方で、ここに登録されている方はいらっしゃるんですが、開示したくないとおっしゃって、民生委員や町会のほうには、その方たちの情報が全く載っておりませんので、実際には、防災課から伺うと登録されている方の2割ぐらいしか手元に情報が参りませんので、避難所を運営しているときに、初めてお目にかかる方がたくさんいらっしゃるような状況になりそうなんです。ですので、この要支援者への登録をぜひ進めていただきたいというか、情報を少しは開示してもいいというのを、障害福祉課のほうで進めていただければありがたいんですが、よろしく願いいたします。

**障害福祉課長：**障害福祉のイベントなど、そういった機会を捉えて、防災についても啓発する取組がございますが、そういった機会の中で、避難行動要支援者名簿の役割と名簿に掲載することのその意義というものは、これからも粘り強く伝えていきたいというふうに思いますし、また、防災課とも協力しながら、啓発でその理解を進めていく機会というものは、引き続き活用していきたいというふうに思っております。

**川上部会員：**ご説明いろいろありがとうございました。1点コメントという形で、77ページにあります事業名1-1-22、支援体制の充実なんですけれども、これ先ほどご説明あって国の基本指針を下に記載という形で、新しい事業なんだというふうに理解をさせてもらったんですが、3年間の事業量のところの書きぶりがちょっと定性的だなという形で、ちょっと違和感を感じました。

事業量なので極力定量的な書きぶりのほうがいいんだろうとは思んですけど、多分、福祉サービスの事業のような形の書きぶりにはなれないのが悩ましいところなのかなと思ったんですが、特に最後の支援体制の強化を行うというところの強化の捉え方は、多分、人それぞれなんだなというふうに個人的に思っていて、その辺りの具体化というんですかね、詳細化というんですかね、そういうような形までになるといいのかなと個人的に思ったりしました。以上です。

**障害福祉課長：**こちらについては、強度行動障害の方はどう支援していくかということは、いろいろな現場で日々努力しているところではあるというわけなんですけれども、国のほうでこれ載せていきたいと思いますというふうな指針が示されまして、ただ、具体的にどう進めていくかという、これから何か考えていくというところもありますので、少し書きぶりといえますか、具体性を欠いているという面は確かにあるかと思えますけれども、一旦ここでお示しした中で、3年間の中で、必要なことを進めていこうというふうには捉えております。

**高山部会長：**強行に関して、文京区ではここの施設ではここの事業所だというのは、何か担当みたいなものはあるのですか。強行に関してはここの事業、あるいは、強行の研修を受けた職員がいるとかというのはあるんですか。そういうことだと思うんですね。充実した支援ということも。

**松下部会員：**どこの施設かというのと、幾つかの施設しか対応できてないだろうなというのは想像がついていて、東京都の強度行動障害の養成研修等を受けて重度障害者支援加算を取っているみたいなのが、一応、対応しているということになるかとは思うんですね。ただ、その数字を施設内で増やしていこうというのは到底無理があって、スペースの問題と定員との兼ね合いとの中で、この定員の中だったら、何人ぐらいのこういう人だったら、辛うじて対応できているというのが現状かなと思いますので、これを強化していくというのと、その対応している施設が強化をするというのは、支援の質を高めていって、ひよっとしたら今の現時点では、この行動障害はなぜ起きているのか分からないんだけど、それがチームで対応していくことで解明していって、その行動が軽度化していくとか、そ

ういったことの可能性を見ていくということが強化であるのか、それとも、対応できる数を増やしていくということが強化なのかというのが、多分、強化の議論の中になるのかなというふうに思います。以上です。

**高山部会長：**そうですね。ここはそういうことですね。うん。強行の方をどんどん増やせ増やすほど、大変な状況になるということになりますから、これどう考えても、実はかなり難しいですね。

また、どうしても区外になっちゃったりするんですよねということを、区外の入所施設に委託するという現実的な話をするということも含めて、ここは少し考えて、ちょっとなんかまた説明含めて、ちょっと意見をいただきながら。

**浅水部会員：**1点ちょっと今ちょっと見た限りなんですけれども、教えていただきたいところがありまして、117ページ、5-2-2、障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実というところなんですけど、3年間の事業量で4年度実績が入場者数2,318人で、今後6年度、7年度、8年度が人数が下がった感じで書いてあるんですけれども、この根拠と、増えないでどうして下がっちゃうのかなというところを、ちょっと教えていただきたいなって思っております。

**障害福祉課長：**そうですね、こちら数は令和4年度実績を踏まえつつ、コロナ禍のときの数字も参考にしているもので、令和4年度から下がった数字となっております。

昨年度は、そのコロナ明けで久しぶりに本格実施ということもあって、大勢の方にお越しいただいたということがありますので、そうですね、こちらの数字もちょっとご意見を踏まえて、もう一回考えてみたいなというふうに思います。

**浅水部会員：**何かアートを充実させるみたいなさっきお話があったので、増えるといいなと思っておりました。

**松下部会員：**度々すみません。先ほどの虐待の件数のあれ何ページだったかな。32ページの課長のご説明はよく分かりました。そのことを書いたらしいんじゃないかなと思ったんですけど、もうこの数字とグラフだけがある、何これというふうな印象になると思うんですけど、ご説明があって、例えば通報件数が増えつつあるみたいな、24件が多いか少ないかといったら僕も少ないと思いますけどでも、事業所としては、小さな小さいなことも通報するような自ら通報が増えてきているとか、一方で、擁護者だとか利用者だとかのはないだとか、何かもうちょっと啓発の意味も含めたようなことで、小さいことが通報されることは、法律の趣旨としてはすごく合っているんだと思いますので、何かそれを後押し

するような文言があったほうが分かりやすいかなというふうに思いました。以上です。

**高山部会長：**それでは擁護者と使用者と施設従事者、これのところを何か書いてもいいんじゃないかなということですよ。あとは、3障害があったときに、どういう人が多いかということになると、本当は知りたいんですよ。プライバシーに関わらないレベルの話のところにおいては、ちょっと検討していけばいいですね。

**障害福祉課長：**虐待防止センターの相談については、本当にケースごとに違うものなので、ちょっとまとめた要約した形での説明というのは少し難しいかなと思っておりますけども、いただいたご意見踏まえて、ちょっと書きぶりが工夫できるかどうか考えてみたいと思います。

**高山部会長：**今の関連でちょっと別件になるかもしれませんが、2012年に障害者虐待防止法が施行されましたよね、10月1日。そのときにはどこの自治体も虐待防止センターとうたったんですよ。だけど、取り下げましたよね、あるときから。看板を出さなくしましたよね。虐待防止センターという何かパンフレットとか作っているんですけど。何か虐待防止センターというのが障害福祉課の中に位置づけられていて、看板が別にあるわけじゃないんですよ。

**障害福祉課長：**組織上、基幹相談支援センターとか就労支援センターのような明記をしているというふうには、感覚的には捉えていないんですけども、障害福祉の手引きであるとか、様々目にしていだけるものの中には、虐待防止センターということでのお知らせをしております。

**高山部会長：**虐待防止センターがどこにあるのかということ、あるいは、どこに連絡したらいいのかというのは、区民の人たちがどれだけ分かっているかっていうと、あるいは、利用者の方が分かっているかっていうと、本当は分かっているんじゃないかという気がしますよねという。差別の問題もまた同じで、どこに連絡していいかよく分からないというような感じですね。これもちょっと考えて工夫して。

**住友部会員：**73ページの生活介護通所施設ということになるんですけども、第4章の主要項目の中にも、グループホームや通所施設等の整備を進める方向ということで項目が書いてあって、利用者それぞれの障害の特性や状況に応じたサービスを的確に提供しますという項目が、ここに書かれてはいるんですけども、実際に、ここの73ページの6年度の利用者数301名と書いてあるんですけども、これ5年度が抜けているので、実際にこの数字、6年度には何人いるのかというのはちょっと分からないんですけども、現在、卒業してくる

であろう北特別支援学校とか、法人の支援学校、そのほかにもいらっしゃるかもしれませんが、それを合わせた人数が書かれているのかなというふうにはちょっと思っているんですけども。実際に既存の施設、新しい施設を造るというふうには、ここには整備をしますけれども、新しい施設ができるということではないので、今現在ある施設を利用するということになると思うんですけども、北特別支援学校からの卒業生というのは、体が不自由、重度の障害を負っているということと、車椅子を利用しているということのお子さんが多分多いと思いますけれども、そういう方たちの支援を受けられる施設が少ない、現実には少ないんですね。

今年度も5年度も、実際には希望でそういう施設、本人に合わせたサービスを受けたいということで、希望した施設には入れなかったお子さんもいらっしゃるんですね。今後、人数的には増えていくわけですから、卒業生が増えていくわけですから、そのときに受入体制というのは、ここにはただ人数で受け入れますよ、支援をしますよということはこちらにも書いてはあるんですけども、実際に今後どうなるのかなというのが、すごくちょっと気になっていることなんですね。

グループホームや何かは、7年度に1か所開設をする方向性は出ているんですけども、79ページで生活の場の確保、日中介護、通所施設、これも生活の場の確保の中に入るような気は私はしているんですけども、そういう面からも増えるという項目が出てないということで、受入体制が今後どうなるのかなというのをすごく考えてしまうんですけども、その辺はどうなのかなというのをちょっとお聞きしたいなとは言っていました。

**障害福祉課長：**生活介護につきましては、まず5年度実績というのはまだ出ていないものから、4年度を踏まえてということでの事業量を書かせていただいておりますけれども、こちらにも北特別支援学校を卒業されるお子さんの進路として生活介護ということがあろうかと思っておりますので、人数としては増えていく見通しは立っております。

一方で、区内の事業所は一部まだ定員に空きがあるところもありますけれども、おおむね埋まっているというような実態もありますので、区としましては、グループホームの整備と同じように、生活介護についても新しく創る、ないし、その広げていくというふうなことの事業者の取組を後押ししていきたいというふうには思っております。

特に医療的ケアが必要なお子さんが今後成長されていく中での、その方々の進路ということにもなっていくかもしれませんので、そういった視点から、受入体制を区内で進めていくということはやっていきたいというふうには思っております。

それから、計画の中で、グループホームのようにその整備の事業量を書いているというわけではないんですけども、76ページをご覧くださいますと、1-1-19、こちらで生活介護を含めた日中活動系サービス施設については整備していくということでの事業量も、3年間の累計で2か所ということになりますけども、載せておりますので、そういったものもご参考にいただければなというふうに思っております。以上でございます。

**住友部会員：**今年卒業されて、施設を利用している方の場合なんですけれども、実際にはやっぱり希望しているところに入れなかった。受け入れる事業との兼ね合いとか状況もあるので、一概にはもちろん言えないんですけども、今現在でもそういう状況があるということと、やはり体が不自由ということと、それに対しての支援というのが、それぞれみんな障害に応じて確かに違うことではあるんですけども、在宅にならないけど、どこの施設に入る、どこでもいいというわけではもちろんないので、やっぱり希望した、その支援が本人にとって一番よい支援が受けられる施設を選びたいというのは、やっぱりご本人、家族の希望があると思うので、その辺、施設ができればいいだけではなくて、通所先を選べるという、本人に合わせたところを選べるというところが、すごく大切なことではないかなというふうにちょっと感じましたので、ちょっと質問させていただきました。

**大井手部会員：**生活介護、短期入所のショートステイ、それから短期保護事業といったところの人数が、微増ではあるけど努力して上げてもらっているのは理解しているんですけども、あと79ページのグループホームの拡充とかグループホームの人数とかというのが、実態に対してこれで本当に足りるのかなというのが、もう少し増やせないものかなというのが正直なところなんですけど、いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**施設整備に関してですけれども、令和5年度の現時点で具体的な相談が事業者から来ているかどうかということも、この事業量を考えていく上での判断材料としておりました、特にグループホームに関しては、現時点で具体的な計画や相談がないということもありまして、令和6年度は民間による整備そのものは難しいかなというふうなこともありまして、ゼロからスタートにして、ただ、進めていきたいという姿勢は引き続き強く持っていますので、その中で実現可能性も考えながら、控えめな数字としているところではあります。

**大井手部会員：**ぜひ控えめではなくて、ニーズのほうはあると思うので、業者さんとか施設を造って運営する側とのマッチングがうまくいかないのが、間を取って、実現性が多少はあるようなところで数字を書かれているのかなとは思いますが、障害児を持っている親

としては、やはりその辺の数字を、これからやっぱり学校を卒業して社会に出てこられる障害の方も結構いらっしゃいますので、そのことから考えると、そういう施設のニーズがなくなるというか、減っていく方向はほぼないと思われるので、ぜひ、もう少し頑張って入れてほしいなという思いでございます。以上です。

**高山部会長：**この生活の場の確保ですけれども、特に文京区の場合グループホームがターゲットになりますけれども、実はグループホームだけじゃないんですよね。要するに、グループホームだけが地域生活を支えているわけじゃなくて、居住支援の推進という、いろんな居住の形態がなければ、障害のある方は難しいと思いますよ。ここをどうするかというところのグループホームの考え方みたいなことですね。

だから、この辺のところをやっぱり、もうこれは障害福祉課だけの問題じゃないというのを前から言われていますけれども、居住支援の委員会を含めて考えていただきたいというところがあります。

しかし、大井手部会員が言っていることは確かにグループホーム拡充、この5か所ぐらい施設を置くと、それだけでも何か気概が見えるという感じがしますね。

**向井部会員：**まず、106ページの4-2-2、多様な期間の連携による切れ目のない支援というところに関してなんですけど、「ふみの輪」を活用して小・中学校等に対する学びと育ちを支援するということなんですけど、今の王子特別支援学校とか北特別支援学校、都立のほうでは、個別の教育指導計画の中に「ふみの輪」を交えて使ってくださっているんで、結構、高校生になっても使ってくださっているなという印象もありますし、それから、あと今後の期待も込めてなんですけど、その就学後だけではなくて、要は卒業期ですよ、その切れ目のところで、この「ふみの輪」が活用できないのかなという思いもあるので、対象ライフステージ卒業期まで延ばせないですかというような、ちょっと提案というか、少し、要は就学後だけで切れてしまうのもちょっともったいないような感じもしているんですけど。

同じような話で、66ページですね、ここの66ページのところにも、多様な機関の連携による切れ目のない支援というのが、就学後でやっぱりこれ切れているので、これも矢印、卒業期にまで延ばせるといいんじゃないのかなと思うんですね。僕自身もちょっと強度行動障害のあるお子さんで、やっぱり卒業のときになかなかつながるのが難しいところがあったので、相談支援の利用者の方と文京区の障害福祉課の方と、あと生活介護の方たちと、ちょっと会議もしながら連携したこともあったので、やっぱり卒業のときにもちょっと切れ目がやっぱ

りありますので、ぜひ、何かそこはちょっと矢印延ばせるといいんじゃないのかなというの  
は一つ思ったところです。

あともう1点、107ページの専門家アウトリーチ型支援、4-2-6ですね。ここも恐らく学齢  
期あるいは高校生までという、就学されているお子さんが前提なのかなという感じがしてい  
るんですけど、これちょっと微妙な話なんですけど、文京区は今、新しい学びの場という形  
で、高等部ではなくて地域の支援を使っているお子さんもいたりとか、特別支援学  
校ではなくて。そういうお子さんたちもいらっしゃる中で、学校に行っている子だけしか、  
その専門家の支援が受けられないじゃなくて、卒業後も含めて、結構、18歳以降になると、  
なかなか専門的な相談を受ける場がぐっと減ってしまうというのはよく聞かれているし、実  
際アンケートの中でも、18歳以降の方たちの相談先というのはもうご家族がほぼほぼで、あ  
ともう医療機関ぐらいしかなかったというアンケート結果もあるので、何かこの18歳以降の  
専門家の支援というのは、何かできないものなのかなとちょっと思ったところがあったんで  
すけど、ちょっと2点、お願いします。

**障害福祉課長：**向井部会員おっしゃるように、切れ目のない支援ということは、文京区のこ  
れとは別の自立支援協議会の中でもとても大事な視点ということで取り扱っていますけど  
も、確かにライフステージを刻んでいくと、どうしてもなかなかうまく表現できない部分  
もありまして、その辺りはどうしていくか、もう1回考えてみたいと思いますが、ただ、お  
子さんの卒業後、高校ないし、それ以外地域での学びの場ということもありましたけども、  
そういったお子さんへのつなぎという点につきましては、現在もやっている教育センター  
とも連携しながら、支援については進めていくものというふうに思っております。

**向井部会員：**ありがとうございます。結構、今は18歳で卒業後も、生活支援プラス就労移行  
支援の4年間で大学のような形の学びの場とかも増えてきていて、でも実は何か学校機関、  
学校では教育機関ではないので、そういうところに行った方たち、やっぱりちょっと何と  
なく切れる感じがあるんですね。なかなかそこは新しく支援の制度の広がりが出ている  
んですけど、やっぱりメニューは広がっているだけで、じゃそこを誰がどうつないでいくの  
かみたいな課題はまだまだあるので、ぜひ検討してください。

**高山部会長：**そうですね。児童養護施設の卒園生も18歳で卒園しますけれども、その中に軽  
度の障害ある方が多いんですね。そういう意味では、自立援助ホームというのがあった  
りするわけですねというふうに思います。

そういう意味では、そこのある18歳から23歳ぐらいまでこの時期は、非常に社会に出て混



乱してしまうような人がたくさん見えてきているということがあるので、これについてはやっぱり子どもと同時に考えて、何か政策が必要かもしれないと思いますね。

今日はたくさんのご指摘いただきましたけれども、10月6日でしたよね、次は。10月6日にこの今の検討を踏まえた形で、また検討ということをしていくということになりますけれども、今日は割と重要なところがあって、10月のときに固めていくということになりますので、今日時間があと15分ぐらいですけれども、大量な情報がありますので、後から気づかれた方も事務局のほうにお伝えしていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

**障害福祉課長：**それでは、事務局から今後の予定のことでお知らせいたします。

今、話にもありましたけれども、次回10月6日開催の予定の第4回の障害者部会におきまして、本日いただいたご意見を踏まえて修正をした中間のまとめの検討を、また行う予定としております。その後12月にはパブリックコメントなどを実施しまして、計画案について広く区民の方に向けて意見を募ることとします。

そして、1月、来年の1月開催予定の第5回の障害者部会において、そのパブリックコメントなどの意見を反映させた計画案をお示しする予定としております。

今後の予定は以上でございます。

**高山部会長：**そうしましたら、これで終了させていただきます。

以上